

都内在住の国公立（都立を除く）高等学校等、特別支援学校の生徒、保護者のみなさまへ

東京都国公立高等学校等多子世帯授業料支援のお知らせ

国公立学校（都立を除く）に在学する生徒のうち、都内に在住し、所得要件により高等学校等就学支援金の対象とならない世帯で、収入にかかわらず、保護者の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯に対して、教育費の負担を軽減するために、当該世帯の国公立学校（都立を除く）に通う生徒の授業料等の1/2相当額を支援します。

1 対象となる方

次の全ての要件を満たしている保護者

- 申請年度の前年12月31日（新入生の場合は入学日）から申請日まで引き続き、都内に在住していること。
- 所得要件により高等学校等就学支援金を受給しておらず、対象国公立学校（※1）に在学する子の授業料を負担していること。
- 保護者の扶養する23歳未満の子が3人以上いること。

※1 都立を除く国公立高等学校（中等教育学校後期課程を含む）、国公立高等専門学校（3学年まで）及び国公立専修学校高等課程、国公立特別支援学校高等部

※2 在学期間超過による理由のため、高等学校等就学支援金の受給資格がない方は、制度対象となりません。

※3 扶養する子の年齢は、申請年度の4月1日現在の年齢です。

※4 扶養の確認は、健康保険証により確認します。

2 支援限度額

【都内の国公立高等学校等又は都内の国立特別支援学校へ通っている生徒のいる世帯】

	高等学校(中等教育学校後期課程を含む) 高等専門学校	特別支援学校高等部
限度額 (※月額)	在学する学校の授業料の1/2相当額 ※1月当たり4,950円まで	50円

※ 生徒が通っている国公立高等学校等を通して支援します。詳細は、生徒本人が通学する国公立高等学校等又は国立特別支援学校へお問い合わせください。

【都外の国公立高等学校等又は都外の国立特別支援学校へ通っている生徒のいる世帯】

	高等学校(中等教育学校後期課程を含む) 高等専門学校、専修学校高等課程	特別支援学校高等部
限度額 (※月額)	在学する学校の授業料の1/2相当額 ※1月当たり4,950円まで	在学する学校の授業料の1/2相当額 ※1月当たり50円まで

※ 保護者が負担した授業料等の1/2相当額を支給します。

※ 支給額は、就学支援金受給資格等を踏まえて決定します。

3 対象確認フローチャート

令和3年12月31日（新入生は入学日）から申請日まで引き続き東京都に在住していますか？

はい

いいえ

制度対象外です。

申請対象の生徒は、都立以外の国公立高等学校等または国公立特別支援学校（高等部）に在学していますか？

はい

いいえ

制度対象外です。（※）

申請対象の生徒は、在学期間の超過等により、高等学校等就学支援金を受給できる期間（在学期間が休学期間を除き全日制36月又は定時制・通信制48月以内）を超過していませんか？

超過していません

超過しています

制度対象外です。

就学支援金不認定通知書又は課税証明書等から、所得要件により高等学校等就学支援金の受給資格がないことを確認していますか？

※ (区市町村民税の課税標準額) × 6% - (区市町村民税の調整控除の額) が30万4千2百円以上であると、就学支援金の受給資格がないものとなります。

はい

いいえ

就学支援金の対象となる可能性があります。
就学支援金の申請をご検討ください。

扶養する23歳（令和4年4月1日現在の年齢）未満の子が3人以上いますか？

※ 健康保険証により扶養状況を確認します。健康保険証が国民健康保険の場合、健康保険証と併せて申請書の扶養申立欄により確認します。

はい

いいえ

制度対象外です。

制度対象です。

※ 都立高等学校、都立中等教育学校後期課程又は都立特別支援学校高等部に在学している場合は、授業料減免制度により、納入する授業料を1/2に減免申請することができます。

4 必要書類・提出期限・提出先・お問合せ先

【都内の国公立高等学校等又は都内の国立特別支援学校へ通っている生徒のいる世帯】

必要書類・提出期限・提出方法は、生徒が在学する国公立高等学校等又は国公立特別支援学校で別に指定します。

必要書類・手続きについては、生徒が在学する学校にお問合せください。

（都外の国公立高等学校等又は都外の国公立特別支援学校へ通っている生徒のいる世帯は次ページ）

【都外の国公立高等学校等又は都外の国公立特別支援学校へ通っている生徒のいる世帯】

(1) 必要書類

1	東京都国公立高等学校等多子世帯支援補助金の交付に関する申請書（☆）
2	支払金口座振替依頼書（☆）及び 通帳の写し ※ 金融機関コード・支店コード・口座番号・口座名義人が確認できるページをコピーしてください。
3	住民票の写し又は住民票記載事項証明書（☆） ※ 保護者の「住民となった日」が当該年度の前年 12 月 31 日（当該年度に入学した場合は入学日）以前証明書の発行日が申請日以前 3 か月以内となっていることを確認してください。
4	保護者が扶養している当該年度の 4 月 1 日現在 23 歳未満の子（生徒本人及び生徒本人の兄弟姉妹）がいることがわかる書類（健康保険証の写し）

☆マークがついている書類は東京都教育委員会のホームページで令和 3 年 10 月以降入手することができます。

書類提出上の注意点

- ア 一度提出された書類は返却できませんので、原本をお手元に残す必要がある場合はその写し（コピー）を提出してください。
- イ 【重要】都外の国公立高等学校等へ通っている場合は、東京都国公立高等学校等多子世帯支援補助金の交付に関する申請書に、在学する学校の校長から在学している証明と就学支援金の受給資格認定状況等について証明（印）を受けてください。
- ウ 健康保険証の写しを提出する際は、記号、番号、保険者番号をマスキング（黒塗り等）してください。

提出された（特定）個人情報の取り扱いについて

この制度において東京都教育委員会が収集する、生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い適正に管理します。なお、東京都国公立高等学校等多子世帯授業料支援に関する業務を他の事業者に委託して行わせる場合、委託先に対し、必要かつ適正な監督をいたします。

(2) 提出期限

令和4年12月15日（木）必着

(3) 提出先・お問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第二本庁舎北側 15 階

○高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校、専修学校の方

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 電話：03-5320-7862

○特別支援学校の方

東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課経理担当 電話：03-5320-6754